

第Ⅳ部 総括

現代の日本社会では離婚の増加とともに、離婚に対する許容度が緩和されてきており、離婚を恥とする風潮や離婚に対する世間の風当たりは減少してきている。しかしながら、離婚や離婚家庭に対しては、過度の一般化がなされ偏った見方がされやすく、いちど形成された印象は容易には修正されない。このような離婚に対する社会からの歪んだまなざしが、離婚家庭の親と子の新しい生活への適応を困難にさせていると推定される。

本調査では、以上のような問題意識のもとに、われわれの社会に根強く存在する離婚に対する否定的意識の実態とその形成要因を解明することを目的とし、離婚について社会一般と離婚当事者の両方の観点から検討した。すなわち、社会が離婚や離婚家庭に対してどのような意識を持っているのか、そして離婚当事者である離婚家庭の母親と子どもは、離婚によってどのような問題が生じ、いかなる心理的影響を受けたのかについて調査した。ここでは本研究のまとめとして、研究から得られた知見を総合的に考察し、最後に今後の課題を提示する。

1. 社会的観点から見た離婚—離婚に対する偏見意識について

(1) 離婚に対する偏見意識の全体的傾向

第Ⅱ部で報告した「離婚と結婚に対する意識調査」の結果から、全体として、離婚や離婚家庭に対する偏見意識や抵抗感は少なく、性別と世代によって違いはあるものの、おおむね半数の人は、離婚を許容していることが明らかになった。これは、第Ⅰ部で紹介した離婚に対する考えの世論調査結果と同様であり、現代の日本社会では、離婚に対する偏見や差別感情が少なくなり、離婚の許容度が緩和されている傾向が確認された。そして、離婚家庭の子どもに対するイメージも、男女ともにどの年代においても否定的ではなく、親が離婚しているということだけで、その子どもが問題行動をおこす非行化するとは認識していない。

しかしその一方で、すべての世代において8割以上の人々が、「子どもには両親がそろっていることが必要である」、「離婚すると子どもにストレスがかかる」と感じていた。これは、子どもを不幸にしてはいけないという考え方が反映されているといえるが、その一方で、現代の日本社会では、離婚家庭の子どもは幸せには暮らしにくいと感じている人が多いことを示しているといえよう。日本では、2000年の統計調査によると、子どものいる夫婦の離婚が離婚全体の約6割を占め、その子どもの約8割は母親に引き取られている。そして、そのうち、父親から養育費をもらっているものは約15%に過ぎず、離婚による母子家庭の平均年収は一般家庭の半分以下であり、児童扶養手当が離婚家庭の命綱の役割を果たしている。さらに、離れて暮らす父親と子どもの面会状況は、「全く会っていない」が約半数となっている。これらの現状からみると、日本の離婚家庭の子どもが、離婚後、両親から十分な愛情と支援を受けているとは、到底いいがたい。社会が離婚家庭の子どもの成長を危惧するのは、納得できる反応である。

(2) 離婚に対する偏見意識の男女差と世代差

離婚に対する偏見意識の男女差と世代差については、男性の方が女性に比べて、さらに

年輩の世代の方が若い世代に比べて、離婚に対して否定的なイメージを持ち抵抗感が強い傾向が認められた。これは、第Ⅰ部で紹介した統計調査と同様の結果である。また、女性は男性に比べると、離婚に対して寛容で柔軟なとらえ方をしており、離婚による人間的成長や人生の再出発としての意味を感じていた。

2. 離婚当事者の観点から見た離婚—離婚が母親と子どもに与える心理的影響

(1) 離婚家庭が感じる社会からの偏見意識

第Ⅱ部で報告した「離婚と結婚に対する意識調査」の結果から、全体としては、離婚に対する露骨な差別感情や偏見意識は少なかったが、男性や60代では、離婚に対する抵抗感や忌避感が強かった。また、離婚に対する否定的な意識は少ないものの、自分自身は離婚を避けたいという意見が多く、離婚家庭に対する同情が認められた。今回、面接調査の対象となった離婚家庭の母親と子どもの多くは、離婚の事実を親しい人や同じ境遇の人たちにしか打ち明けることができずにおり、そのため交際範囲は限られ、社会的に孤立しているケースが認められた。離婚家庭は、上述のような社会からの歪んだまなざしを鋭く感じとり、自己開示できず、社会的不適応の状態に陥っていると推定される。

(2) 離婚家庭の母親と子どもに生じる対象喪失

離婚は、配偶者との死別体験に類似した大きな喪失体験である。したがって面接調査の対象となった母親の多くは、対象喪失の悲哀の過程を経て、離婚という事実を受け入れることが出来るようになっていた。しかし、離婚は死別体験とは異なり、相手が生きているだけに情緒的な葛藤に長期間にわたって苦しみ、そのため怒りや抑うつで止まっているケースも認められた。

また、子どもの場合は、通常の発達課題に加えて、離婚によって生じた心理的課題も乗り越えていかなければならなかった。「小さい時の苦労は、かってでもするものだ」という意見もあるが、苦しみにも限界があり、子どもの発達段階や資質によって受け入れられる許容量がある。自分の容量以上の苦しみに直面した子どもは、対象喪失の悲哀の過程を進んでいくことが出来ずに、怒りや悲しみ、無力感の状態にとどまっていた。親の離婚は、子どもに対して予想以上に深刻な影響を長期にわたって与えていた。

3. 今後への提言

離婚家庭の母親への面接調査から、離婚を決意する際にもっとも悩んだこととして必ず上げられたのが、子どものことであった。たしかに日本では、離婚が子どもに与える影響を危惧して、妻は夫の浮気や暴力などの理由で離婚を望みながらも踏みとどまる場合が多い。しかし、諍いの絶えない緊張感の高い生活を送るよりも離婚したほうが良いという結論に達して、離婚を決意する。ケストナー(1962)がいうように「親が離婚したために不幸になる子どもたちがおり、親が離婚しないために不幸になる子どもたちもいる」のである。離婚が、すべての場合において子どもに不幸を招くのではない。不幸な結婚生活の継続が、子どもの不幸にもつながるし、離婚して母親が幸福になれることで、子どもも幸福になれるのである。重要なことは、離婚後、母親が新しい生活へ移行できるように社会が支えることであり、子どもが離婚から立ち直れるように、親だけでなく周囲の大人が適切

な援助をすることであると思われる。

離婚は、人生における重大な危機であり、離婚によってその人の生活の基盤が失われるが、離婚が時にはやむをえない救済手段である以上、離婚を乗り越えて新しい人生を切り開いていくことが重要である。それを実現させるためには、いつどのような問題が起こり、その問題をいかにして克服したか、あるいはなぜ克服できなかったかについて長期間にわたって調査して、離婚によって引き起こされる心理的課題を明らかにしていくことが求められる。結婚する夫婦の約3組のうち1組が離婚する時代に突入している日本においても、離婚家庭に関する大規模な縦断研究の必要性を強く感じる。

引用文献

- Hetherington, E.M. 1989 Coping with family transitions: Winners, Losers, and survivors. *Child Development*, 60, 1-14.
- ケストナー・エーリヒ 1962 ふたりのロッセ 「ケストナー少年文学全集6」 高橋健二訳 岩波書店
- 厚生統計協会 2001 人口動態統計特殊報告—離婚に関する統計
- 厚生統計協会 1997 人口動態社会学経済面調査報告—離婚家庭の子ども—
- 厚生統計協会 1999 日本人の結婚と出産
- 最高裁判所 1997 司法統計年報
- 小田切紀子 2001a 日本の離婚に関する調査報告 東京国際学論叢人間社会学部編, 58, 105-119.
- 小田切紀子 2001b 心理学的観点から見た離婚 人文学と情報処理, 37, 14-19.
- 小此木啓吾 1979 対象喪失 中公新書
- 総理府 1972 婦人に関する意識調査
- 総理府 1997 男女共同参画社会に関する世論調査
- 総務省 2001 労働力調査特別調査
- 総務庁 1998 労働力調査年報
- Wallerstein, J. 1997 Parental divorce and developmental progression: An inquiry into their relationship. *International Journal of Psycho-Analysis*, 78, 135-154.